

中国四国防衛局達第 1 号
改正平成 31 年 4 月 25 日中国四国防衛局達第 6 号
改正令和 2 年 3 月 9 日中国四国防衛局達第 21 号
改正令和 4 年 4 月 21 日中国四国防衛局達第 3 号
改正令和 6 年 8 月 28 日中国四国防衛局達第 8 号

特定秘密の保護に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 64 号）第 48 条の規定に基づき、中国四国防衛局における特定秘密の保護に関する達を次のように定める。

平成 27 年 3 月 4 日

中国四国防衛局長 芹澤 清

中国四国防衛局における特定秘密の保護に関する達

（用語の定義）

第 1 条 特定秘密の保護に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 64 号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、この達において、次の号に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 特定秘密管理者 訓令第 3 条第 2 項に規定する特定秘密管理者は、中国四国防衛局においては中国四国防衛局長（ただし、訓令第 3 条第 3 項の規定により中国四国防衛局長に準ずる者が特定秘密管理者として指名された場合にあっては、その者）をいう。
- (2) 部長等 総務部長、企画部長、調達部長、美保防衛事務所長、津山防衛事務所長、玉野防衛事務所長、岩国防衛事務所長及び高松防衛事務所長をいう。

（特定秘密管理者補）

第 2 条 訓令第 5 条第 1 項に規定する地方防衛局長が指名する者の基準は、部長等とする。

2 特定秘密を取扱う必要が生じる場合には、その都度、別記第 1 号様式による特定秘密管理者補指定書により指定するものとする。

3 第 1 項に規定する特定秘密管理者補が補助する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 保護業務担当者及び特定秘密取扱職員に対して行う特定秘密の取扱いに係る監督及び指導に関すること。
- (2) 特定秘密の漏えい又は探知を防ぐため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずること。

ア 特定秘密の取扱いの業務が行われている場所への部外者の出入の監視並びに特定秘密の保護に関する訓令の運用について（防防調第 17882 号。26.12.8。

以下「通達」という。)第4第2項の規定に基づく措置及び当該措置による運用状況の確認

イ 特定秘密文書等が机上に監視されることなく放置されることの防止及び特定秘密文書等が保管されている場所の施錠の確認(特に退庁時における確認)並びにこれらに関する指導・励行

ウ 特定秘密文書等の作成、運搬、廃棄その他の取扱い及び特定秘密の伝達が行われるときにおける監督、統制等を確実に行わせるための措置

エ その他訓令の趣旨にのっとり、特定秘密の保護を確実に行うための措置
(保護業務担当者等)

第3条 訓令第5条第2項の規定による保護業務担当者の指名については、前条第1項及び第2項に規定する特定秘密管理者補(以下「特定秘密管理者補」という。)が、特定する部署ごとに、2名以上の職員を選定し、別記第2号様式の指名書を交付することをもって行うものとする。

2 前項の指名書の交付に当たっては、特定された部署ごとに、訓令第5条第3項に規定する責任者(以下「保護業務責任者」という。)を1名指名するものとする。

3 特定秘密管理者補は、第1項の規定により指名書を交付した場合には、当該指名書の写しを特定秘密管理者に送付するものとする。

(特定秘密取扱職員の範囲等)

第4条 訓令第8条第4項の規定による特定秘密取扱職員の指名については、特定秘密管理者補が別記第3号様式の特定秘密取扱職員名簿を作成することをもって行うものとする。

2 訓令第8条第5項の規定により特定秘密取扱職員名簿を更新する場合には、前項の規定を準用する。

3 特定秘密管理者補は、第1項又は前項の規定により特定秘密取扱職員名簿を作成又は更新した場合には、その原本は保護業務責任者が管理するとともに、その写しを特定秘密管理者に送付するものとする。

4 特定秘密管理者へ送付した特定秘密取扱職員名簿の写しは、総務部総務課で適切に保管するものとする。

(立入りを制限した場所への入室等)

第5条 訓令第9条第1項の規定に基づき立入りを制限した場所への入室等の許可を得ようとする者は、別記第4号様式の立入許可申請書により、特定秘密管理者又は当該立入りを制限している特定秘密管理者補に申請し、その許可を得たうえで入室等を行うものとする。

(特定秘密に係る通知等の送付)

第6条 特定秘密管理者は、訓令第16条第1項ただし書きに規定する通知もしくは、訓令第17条第1項に規定する周知を受けたときは、訓令第17条第5項に規定する記録をした後、当該通知もしくは周知に係る書面に記載された事項に係る特定秘密管理者補

に送付するものとする。

(指定等の周知の記録)

第7条 前条の規定により書面の送付を受けた特定秘密管理者補は、特定秘密の取扱いの業務に従事する必要のある職員にその旨を周知するものとする。

2 通達第11第2項に規定する特定秘密取扱管理簿は、総務部総務課において適切に管理するものとする。

(特定秘密文書等の作成)

第8条 訓令第19条第1項に規定する特定秘密管理者による特定秘密文書等の作成(複製を含む。)の承認については、特定秘密管理者補が別記第5号様式の特定秘密文書等管理簿に署名又は押印することをもって行うものとする。

2 前項の特定秘密文書等管理簿は、保護業務責任者が管理するものとする。

3 訓令第19条第2項に規定する特定秘密管理者が指名する者については、第4条第1項に規定する特定秘密取扱職員名簿に記載されている者のうち、作成しようとする特定秘密文書等に記録又は化体される特定秘密を取り扱うことができる者から、特定秘密管理者補が選定し、第4条第1項に規定する特定秘密取扱職員名簿に記載することをもって指名するものとする。

(作成の記録等)

第9条 訓令第20条第1項に規定する特定秘密文書等を管理するための番号は、別に定めるものとする。

2 特定秘密管理者補は、訓令第19条、第23条、第27条又は第28条の規定により特定秘密文書等の作成、交付、保管又は廃棄等をしたときは、当該特定秘密文書等を管理するために、第8条第1項に規定する特定秘密文書等管理簿に、当該作成、交付、保管又は廃棄等の状況その他必要な事項を記録するものとする。

(運搬)

第10条 特定秘密管理者補は、訓令第21条の規定により、特定秘密文書等を運搬する者を指名するときは、第4条第1項に規定する特定秘密取扱職員名簿に記載された部下職員の中から指名するものとする。

2 特定秘密文書等を庁舎外に運搬するときは、2人以上の職員により行うものとする。

3 第1項及び第2項の運搬する者は、訓令第22条に規定する保護措置その他運搬に必要な措置を講じた場合であって、特定秘密管理者補が承認したときは特定秘密取扱職員以外の者に運搬させることができる。

(交付)

第11条 特定秘密文書等を交付するときは、その記録を明確にするため、第8条第1項に規定する特定秘密文書等管理簿又は別記第6号様式の特定秘密文書等受領証に受領の署名又は記名押印を徴するものとする。

2 前項の特定秘密文書等受領証は、保護業務責任者が適切に管理するものとする。

3 特定秘密文書等を交付する際に、訓令第23条第7項の規定により返却することを条

件とした場合において、当該返却する条件を変更するときは、別記第7号様式の返却時期の変更通知を作成し、当該特定秘密文書等の交付先へ通知するものとする。ただし、返却時期は文書の保存期間が満了する日までの間に限るものとし、当該変更通知の写しを保護業務責任者が管理するものとする。

- 4 特定秘密管理者補は、特定秘密文書等の交付を受けた場合は、第8条第1項に規定する特定秘密文書等管理簿に必要な事項を記録するものとする。

(伝達)

第12条 訓令第25条第1項に規定する伝達の承認については、別記第8号様式の特定秘密伝達承認書により行うものとする。

- 2 前項の規定により承認を得た後の特定秘密伝達承認書は、保護業務責任者が適切に管理するものとする。
- 3 特定秘密を電話又は会議において口頭により伝達する場合は、通達第16第3項に規定する保護措置及び盗聴の防止に必要な保護措置を講ずるとともに、伝達の相手方が、伝達しようとする特定秘密に係る特定秘密取扱職員であることを確認し、直接当該相手に対し伝達するものとする。この場合、その始めと終わりに伝達する情報が特定秘密であることを明らかにして伝達する等特定秘密の保護に必要な措置をとらなければならない。

(保管等)

第13条 訓令第27条第2項に規定する帳簿は、別記第9号様式の特定秘密文書等閲覧簿とし、保護業務責任者が適切に管理するものとする。

- 2 前項の特定秘密文書等閲覧簿は、特定秘密文書等毎に作成し、閲覧の履歴その他必要な事項を記録する。
- 3 訓令第27条第2項ただし書きに規定する特定秘密文書等閲覧簿への記録を省略できる者は、特定秘密取扱職員であり、特定秘密文書等を業務において恒常的に取扱うことが想定されるため取扱うことが自明であり、また、特定秘密文書等閲覧簿への記録をする暇のない場合など、省略しなければ業務の円滑な遂行に支障を来たす場合に限り、特定秘密管理者は特定秘密文書等閲覧簿への記録の省略を認めることができる。
- 4 特定秘密管理者は、前項における特定秘密文書等閲覧簿への記録について、特定秘密文書等毎に省略する職員を認めるものとし、別記第10号様式の特定秘密文書等閲覧記録省略者名簿を作成するものとする。
- 5 特定秘密管理者が使用する特定秘密文書等については、特定秘密管理者の指示によるほか原則として特定秘密管理者補が管理するものとする。

(廃棄)

第14条 訓令第28条第1項の規定による特定秘密管理者による特定秘密文書等の廃棄の承認については、特定秘密管理者補が第8条第1項に規定する特定秘密文書等管理簿に署名又は押印することをもって行うものとする。

- 2 特定秘密管理者補は、前項の承認をしようとするときは、訓令第28条の規定に従い

必要な手続を経ていることを確認するものとする。この場合において、保存期間が1年以上の特定秘密文書等の廃棄に際しては、内閣府独立公文書管理監による検証及び監察において廃棄と設定した特定行政文書ファイル等（訓令第2条第6号に定める特定行政文書ファイル等をいう。）の保存期間満了時の措置は妥当との通知を受けたこと及び公文書の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第3条第2項に規定する内閣総理大臣の行政文書ファイル等の廃棄の同意を得たことを確認するため、これらに係る通知の番号等の情報を第8条第1項に規定する特定秘密文書管理簿に記載し、当該情報に誤りがないことについて総務部総務課長の確認を受けて署名又は押印を徴した上で、防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）第7条第1項に規定する文書管理者の確認を受け、当該特定秘密文書管理簿に署名又は押印を徴するものとする。

- 3 廃棄を実施するときは、特定秘密管理者補の指名する者の立会いの下、訓令第28条及び通達第18に規定する方法により、これを行うものとする。
- 4 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄に立会う者の指名については、特定秘密管理者補が、特定秘密を取扱うことができる者の中から選定し、第4条第1項に規定する特定秘密取扱職員名簿に記載することをもって指名するものとする。

（検査等）

第15条 訓令第31条第3項に規定する特定秘密管理者が指名した者は、総務部長とする。

- 2 総務部長は、訓令第31条第1項に規定する定期検査を行ったときは、速やかに、その結果のほか、保全教育の実施状況及び通達第20第1項に規定する期日において保管する特定秘密文書等の件名等について、特定秘密管理者に報告しなければならない。
- 3 訓令第31条第2項に規定する臨時検査は、総務部長が必要があると認めたときに定期検査の例により行うものとする。
- 4 総務部長は、前2項の検査において、部下職員（特定秘密の取扱いの業務を行うこととされた職員）の中から検査官を指名することができる。

（引継ぎ時の点検）

第16条 特定秘密管理者補は、保護業務責任者が人事異動等により交代したときは、その事務に係る事項を新たに指名された保護業務責任者に確実に引継ぎを行わせ、その状況を点検するものとする。

- 2 引継ぎに当たっては、新旧保護業務責任者は、別記第11号様式の保護業務責任者引継確認簿に所要の事項を記録し、特定秘密管理者補の点検を受けなければならない。
- 3 前項の保護業務責任者引継確認簿は、保護業務責任者が適切に管理するものとする。

（紛失その他の事故が生じた場合の措置）

第17条 特定秘密取扱職員は、特定秘密文書等が紛失し、漏えいし、若しくは破壊されたとき又はそれらの疑い若しくはおそれがあるときは、特定秘密管理者補を通じ、特定秘密管理者に報告するとともに、可能な限りの手段で防護上の措置をとるものとする。

- 2 訓令第40条第1項各号に規定する報告を行うときは、次に掲げる事項について詳細

な調査を行うものとする。ただし、これらの調査が完了しないことをもって、第一報等の迅速性を要する報告を妨げることがあってはならない。

- (1) 事故発生（発生した疑い又は発生のおそれのある場合を含む。）の日時
 - (2) 事故発生の場所
 - (3) 当該特定秘密の情報及び特定秘密文書等の件名、内容等
 - (4) 関係する職員の官職氏名
 - (5) 事故発生の原因及び経過
 - (6) 事故が防衛省その他に及ぼす影響
 - (7) 事故発生に際してとった措置
 - (8) その他参考となる事項
- 3 特定秘密管理者補は、前2項の規定による措置、調査及び報告を行うときは、特定秘密管理者に対し、必要な連絡及び調整を行うものとする。

附 則

- 1 この達は、平成26年12月10日から施行する。
- 2 中国四国防衛局における防衛秘密の保護に関する達（平成19年中国四国防衛局達第19号）は、廃止する。

附 則（平成31年4月25日中国四国防衛局達第6号）

この達は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月9日中国四国防衛局達第21号）

この達は、令和2年3月10日から施行する。

附 則（令和4年4月21日中国四国防衛局達第3号）

この達は、令和4年4月21日から施行する。

附 則（令和6年8月28日中国四国防衛局達第8号）

この達は、令和6年8月28日から施行する。